

令和6年度 九州農政局補助事業再評価技術検討会 議事概要

1 開催内容

- 1) 日 時 : 令和6年12月25日（水）10:00～12:00
- 2) 場 所 : 熊本地方合同庁舎A棟1階 共用会議室
- 3) 開催形式 : 対面及びweb
- 4) 委員出席者 : 磯田 宏 九州大学大学院農学研究院 教授
凌 祥之 九州大学大学院農学研究院 学術特任教員（委員長）
原田 昌佳 九州大学大学院農学研究院 教授
宮園 由紀代 NPO 法人 熊本消費者協会 副会長
安井 秀 九州大学大学院農学研究院 教授
弓削 こずえ 佐賀大学農学部 教授

2 議事概要

※ 冒頭、「九州農政局補助事業再評価技術検討会設置要領」第3の3「委員長は各委員の互選により定める」に基づき、九州大学大学院農学研究院 凌祥之 学術特任教員を委員長に選出。

(1) 補助事業再評価技術検討会の公開等について

(事務局)

技術検討会及び議事内容の公開の取扱については、「九州農政局補助事業再評価技術検討会設置要領」第4に基づき、技術検討会に諮り決定することになっている。

事務局としては、以下のように考えているが、よろしいか。

1. 会議は公開とする。
2. 会議資料は後日、九州農政局ホームページに公表する。
3. 評価結果は農林水産省ホームページに公表する。

(各委員)

異議なし。

(2) 補助事業再評価技術検討会スケジュールについて

(事務局)

補助事業再評価技術検討会において、各地区の再評価（案）に対する意見を聴取する。

その後、1月下旬までに再評価結果案を農村振興局長に報告し、3月末までに補助金交付の方針を決定・公表する。

(3) 対象地区の再評価について

(事務局)

今回の再評価実施地区は、平成26年度に事業が採択され、令和6年度で11年目となる11地区が対象となる。

「農業農村整備事業等補助事業評価実施要領」の第2の1の再評価（1）イに基づき、事業採択後10年が経過した時点で継続中の地区に該当するため、本年度再評価を行う。

1) 水利施設等保全高度化事業「小林東部第1地区」及び「細野第1地区」

(凌委員長、原田委員)

【説明資料 P5 及び P7】

両地区が同じ国営かんがい排水事業「西諸地区」の県営附帯事業ではあることは理解するが、地元意向を示す文章及び写真が同じものであることに問題はないか。

(事業担当)

同じ国営かんがい排水事業「西諸地区」の県営付帯事業として、地元の意見をいただいているが、事業実施地区が異なるため、宮崎県に確認し、地区毎に再整理を行う。

(磯田委員)

【本体資料 P5-2-6 及び 22, 23】、【本体資料 P5-3-6 及び 17, 18】

P5-2-6 の「1 (3) 年効果額の総括」における品質向上効果の効果要因では、「農業用用排水施設及び農道の整備により、農産物の品質が向上し、生産物価格が向上する効果」と説明されている。

一方、「2. 効果額の算定方法」では、P5-2-22 の生産物価格の向上だけではなく、P5-2-23 の農道整備による荷痛み防止の効果要因により、商品化率が向上する効果も計上されている。これらの整合が図られていない理由は何か。

(事業担当)

荷痛み防止の効果要因により、単価が向上しているかどうかを確認する。

なお、単価が向上しないのであれば、P5-2-6 の記載について、農業用用排水施設整備による生産物価格向上と、農道整備による商品化率向上の 2 点に関する記載に修正する。

(凌委員長)

【本体資料 P5-2-22 及び 23】、【本体資料 P5-3-17 及び 18】

同じ品質向上効果として、生産物価格の単価向上分と生産物の商品化率向上分の 2 つの考え方を整理しているが、タイトルの大括弧文字が重複しており、誤解を招きかねない資料の記載となっている。そのため、「品質向上効果 1」「品質向上効果 2」などに修正してはどうか(フォントの整合も図ること)。

(事業担当)

指摘を踏まえ記載内容を修正する。

(磯田委員)

【本体資料 P5-3-17】

現況と事業ありせばにおける生産物単価の変動について、例えばさといもの場合、214 千円/t から 238 千円/t に向上しているが、その客観的な根拠は何か。消費者物価指数を反映した結果なのか。

(事業担当)

畑地かんがい施設を整備し、湿潤かんがいによる効果を要因として生産物単価が向上することを捉えているが、この単価の向上が消費者物価指数を反映したものであるかどうかについて、改めて確認する。

(松本地方参事官)

荷痛み防止を効果要因として計上する場合のルールとして、事業ありせば・なかりせば、どちらの単価を適用すべきかを確認する。

2) 水利施設等保全高度化事業「通山・坂の上地区」

(宮園委員)

【説明資料 P9】

農家の声として「7月に入ってから降雨が頻繁に降ったことで、かん水するタイミングを判断することが難しかった」との記載がある。農家への営農指導やフォローが必要ではないか。

(事業担当)

県の営農指導センターでは、畠地かんが施設導入後の営農指導体制を整備しており、引き続き営農指導員によるフォローを継続していく。

3) 水利施設等保全高度化事業「兼久・大津川・瀬滝地区」及び「木之香阿権地区」

(安井委員)

【本体資料 P5-5-2 及び 5-6-2】

環境等の調和への配慮について、山林や海洋に対しては配慮している旨の記載があるが、地下水系への影響はないという理解でよいか。

(事業担当)

事業実施において、地下水への影響は確認されていない。

(弓削委員)

【説明資料 P11, 12】

「畠かん用水を利用した（中略）散水洗浄による塩害対策を推進」と記載があるが、「散水洗浄」という語は不明瞭である。また、『塩害対策』と表現すると、ハウスの中などで行う除塩対策（リーチング）などと誤解される恐れがあることから、計画基準でも用語として用いられている『潮風害対策』としてはどうか。

島しょ部では、作物生産に対する潮風害対策の効果が大きく、地元からも重要視されているが、本体資料にはその旨が記載されていない。潮風害対策は効果項目として盛り込まれていないのか。

(事業担当)

表現は潮風害対策に修正する。

また、事業効果として見込んでいるか確認する。

4) 農業競争力強化農地整備事業「両出地区」

(凌委員長)

【説明資料 P16】

水利整備課所管事業においては、地元意向を示す要望書が整理されているが、本地区では地元意向を示すエビデンスはないのか。地元の声だけで地元の意見が適切に反映されているといえるのか。

(細川農地整備課長)

県営単独の事業地区であり、国営事業の関連地区のような要望活動は行われていない。地元生産者から聞き取った意見をまとめて「地元の声」として整理していることを御理解いただきたい。

5) 農村地域防災減災事業共通

(原田委員)

【本体資料 P5-8-19、5-10-46, 5-11-17】

災害防止効果について、想定する被害の前提条件（降雨条件等）を詳細に記載すべきではないか。効果の信ぴょう性に影響するため、本体資料にも記載すべきと考える。

(事業担当)

様式3は統一様式であるが、詳細に記載することを検討する。

(宮園委員)

【説明資料 P18, 22, 24】

被害想定面積の降雨条件である「計画基準降雨（1/10 確率）」とは何か。

(松本地方参事官)

1/10 確率とは、10 年一度の確率で発生する降雨量を指し、ある地域で 10 年間に一度発生するような大雨のことである。

地域毎に過去の降雨データを基に算出され、地域の重要性や特性によって 1/20 や 1/30 確率の整備水準で計画する場合もある。

6) 農村地域防災減災事業「川副地区」

(弓削委員)

【説明資料 P17】

計画変更にて令和 14 年度まで工期を延長する予定であるが、関連する国営筑後川下流右岸農地防災事業も延長したことから、これに連動して補助事業もさらに工期が延長する可能性がある。国営事業の着実な進捗を図り、早期の完了をお願いしたい。

(事業担当)

国営事業の早期完了を目指し、事業管理を徹底する。

(原田委員)

【説明資料 P17】

事業費増嵩の要因が、「地盤改良の増等により」と要約して記載されているが、そもそも計画段階で地盤改良が必要となることは議論されていたのではないのか。もう少し状況の変化を詳細に記載すべきと考える。

(青木設計課長)

地盤改良の他に、仮設工や堆積泥土量の増など、計画段階の想定と異なる状況も確認されていることから、改めて佐賀県に確認し、理由を詳細に記載する。

(磯田委員)

【本体資料 P5-8-19】

災害防止効果の対象資産について、一般資産や公共土木施設の記載があるが、農業関係資産の他に公共資産も含まれているという理解で良いか。

(事業担当)

「一般資産」とは家屋、家庭用品（家具・自家用車）、事業所償却・在庫資産、「公共資産」とは道路、橋梁、下水道、公共事業施設等であり、被害想定範囲にはこれら的一般資産及び公共資産が含まれている。

7) 農村地域防災減災事業「第二甫木地区」

(凌委員長)

【説明資料 P24】

図面の黄着色は何を意味しているのか。

(事業担当)

湛水被害範囲のみを黄着色するように修正する。

（4）技術検討会の意見の聴取

※ 事務局より 1 地区毎に読み上げて委員長案を説明。

1) 全地区共通

(原田委員)

全地区とも環境等への調和に配慮されていることから、最終パラグラフの「今後ともコスト縮減を図りつつ、〇〇の整備を着実に推進することが望まれる」は、「今後ともコスト縮減を図りつつ、環境等への調和に配慮しながら、〇〇の整備を着実に推進することが望まれる」と修正してはどうか。

(事務局)

指摘のとおり修正する。

(弓削委員)

1桁数字は全角に、2桁数字は半角に統一すること。

(事務局)

指摘のとおり修正する。

2) 水利施設等保全高度化事業「多久導水路地区」(佐賀県)

(各委員)

意見なし。

3) 水利施設等保全高度化事業「小林東部第1地区」(宮崎県)

(各委員)

意見なし。

4) 水利施設等保全高度化事業「細野第1地区」

(凌委員長)

2パラグラフ目の「干ばつ防止」は、「干害防止」とすべきではないか。

(事業担当)

指摘のとおり修正する。

3) 水利施設等保全高度化事業「兼久・大津川・瀬滝地区」「木之香阿権地区」

(弓削委員)

3パラグラフ目の「営農の省力化や安定した農業用水の確保による農業経営の安定」は、「営農の省力化や農業用水の確保による農業経営の安定」とすべきではないか。

(事業担当)

指摘のとおり修正する。

4) 農業競争力強化農地整備事業「両出地区」

(凌委員長)

3パラグラフ目の「営農労力の省力化」は、「営農の省力化」とすべきではないか。

(事業担当)

指摘のとおり修正する。

5) 農村地域防災減災事業「川副地区」「南種子地区」「第二甫木地区」

(凌委員長)

1パラグラフ目の「湛水被害が防止される」は、「湛水被害が軽減される」とすべきではないか。

(事業担当)
指摘のとおり修正する。

6) 農村地域防災減災事業「川副地区」

(各委員)
意見なし。

6) 農村地域防災減災事業「陣の平地区」

(凌委員長)

1 パラグラフ目の「整備済みの範囲では変動が抑制されるなど」は、「整備済みの範囲では地すべりの変動が抑制されるなど」に修正されたい。

(事業担当)
指摘のとおり修正する。

7) 農村地域防災減災事業「南種子地区」「第二甫木地区」

(原田委員)

2 パラグラフ目の「豪雨や台風による被害が継続している」は、「豪雨や台風による被害が発生している」とすべきではないか。

(事業担当)
指摘のとおり修正する。

(凌委員長)
以上の指摘を踏まえた内容を、技術検討会の意見とする。

—以上—